



概要版

# 第9期にっしん高齢者ゆめプラン

日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

2024年度～2026年度  
(令和6年度～令和8年度)



日進市

## 基本的な考え方



第8期計画の考え方を踏まえ、高齢者施策の一層の推進と介護保険事業等の円滑な運営を図るため、地域包括ケアシステムの一層の推進、介護予防・重度化防止の推進、高齢者の在宅生活支援の充実、地域共生社会の実現を目指して策定しました。

また、高齢者にとって最善の利益が実現される社会を目指し、SDGs を意識して取り組みます。

※SDGs（持続可能な開発目標）：2015年の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際指標。17の目標・169のターゲットからなり、地球上の誰一人取り残さないことを基本理念として掲げています。

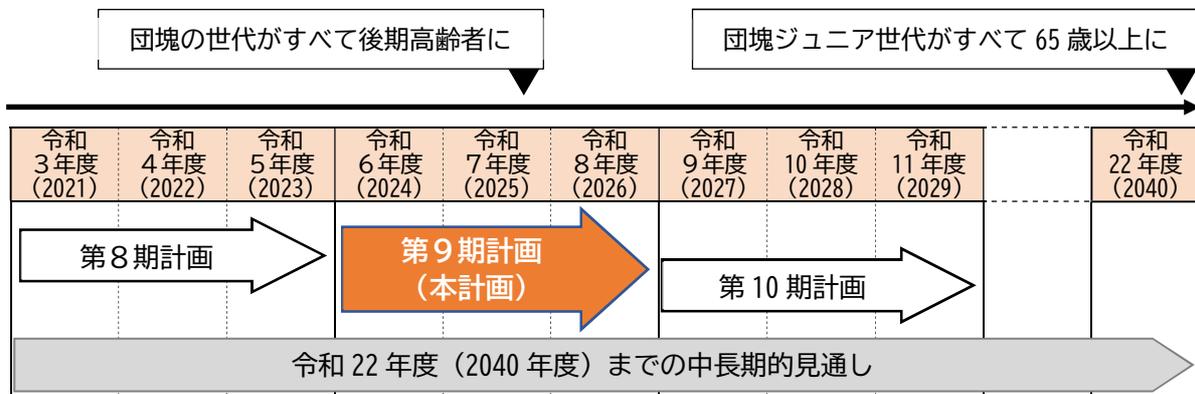


## 計画の位置づけと期間



この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条に基づき介護保険事業の円滑な実施を図るために定める市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、この計画は、2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3か年計画です。



## 第9期計画の課題



### ①ニーズを踏まえた介護予防の推進が必要

アンケートでは、健康づくりや介護予防に多くの市民が関心を持っていますが、参加意欲があるのは3割程度です。

### ②在宅での生活を継続できる支援や体制の整備が必要

アンケートでは、人生の最期を迎える場所として自宅が最も多く望まれています。また、家族介護者は自身の高齢化や介護離職等の課題を抱えています。

### ③在宅医療・介護連携の推進が必要

ケアマネジャーへのアンケートでは、在宅療養継続の可能性の判断や、主治医や病院等医療機関との連携に困るなど、医療と介護の連携が必要という意見が多く見られます。

### ④地域や社会への参加機会を増やすことが必要

アンケートでは、生きがいや趣味を思いつかない人、だらしなくなつたと感じる人がそれぞれ2～3割程度です。

### ⑤認知症施策の周知と充実が必要

アンケートでは、家族介護者が行う身体介護のおよそ4分の1が「認知症状への対応」である一方、認知症相談窓口の認知度は3割弱、認知症サポーターの内容の理解度は1割弱です。

## 基本理念・基本方針



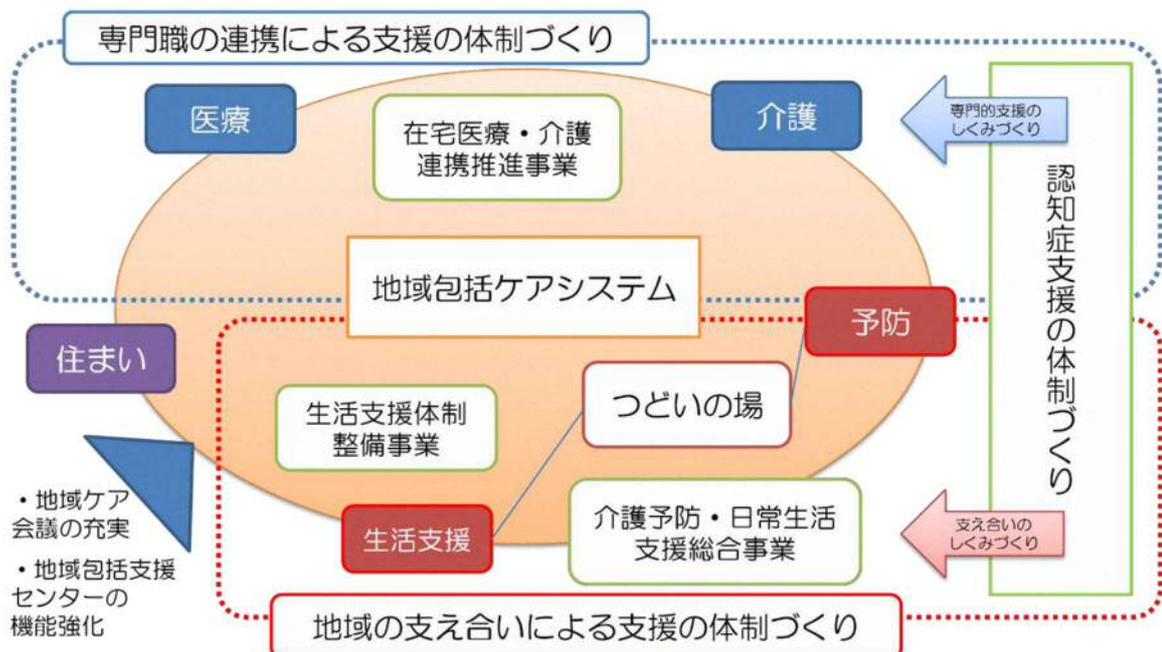
### <基本理念>

共に支え合い、健やかに暮らし、誰もが尊重されるまち

### <基本方針>

#### 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市の地域包括ケアシステムである「専門職の連携による支援の体制づくり」（在宅医療と介護の連携推進等）と「地域の支え合いによる支援の体制づくり」（多様な主体による介護予防・日常生活支援総合事業の推進、身近な地域における見守り等の生活支援体制の拡充等）について一層の推進を図るとともに、認知症支援について専門職による支援と支え合いによる支援の両面から体制づくりに引き続き取り組んでいきます。





### 1 介護予防・重度化防止の推進

- 高齢化による身体機能や認知機能等の衰えは誰にでも起こり得ることでありますが、健康づくりや介護予防に取り組むことで、その機能低下を遅らせることができます。早い段階から介護予防に取り組み、要介護・要支援状態の人は重度化防止に取り組むことが重要です。
- 保健事業と介護予防の一体的な実施により、高齢者一人ひとりの状態に応じた支援を行い、また、高齢者の様々な社会参加の機会を拡充し、生涯を通じた健康づくりや介護予防・重度化防止の取組を推進します。

### 2 在宅生活支援の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。
- 地域包括支援センターを中心とした包括的相談支援体制を構築するほか、在宅医療・介護連携の取組、家族介護者への支援、高齢者の住まいの確保、介護保険サービス・在宅支援サービスの確保を推進し、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

### 3 地域共生社会の実現

- 高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会を、「地域共生社会」と定義しています。
- 本市においても「地域共生社会」を実現し、高齢者だけでなく、障害や子ども・子育て世帯等を含むあらゆる地域課題においても支え合っていくことができる社会づくりを進めます。



日常生活圏域を中部・東部・西部の3圏域に設定し、地域包括支援センターを中心とする地域に密着した支援体制の構築とサービス展開を進めていきます。

# 施策体系



基本目標	施策の方向	具体的施策
1 介護予防・ 重度化防止の 推進	保健事業と介護予防の一体的実施	医療・介護データ等の分析による地域の健康課題の把握・分析 ハイリスクアプローチによる疾病予防・重症化予防 ポピュレーションアプローチによる周知啓発
	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	介護予防・生活支援サービス事業の充実 一般介護予防事業（介護予防把握事業）の充実 一般介護予防事業（介護予防普及啓発事業）の充実 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）の充実 一般介護予防事業（一般介護予防事業評価事業）の充実 一般介護予防事業（地域リハビリテーション活動支援事業）の充実
	就労・社会参加機会の拡充	高齢者の活動機会の提供 老人クラブの活動支援 シルバー人材センターの活動支援 生涯学習の推進 参加支援
2 在宅生活支援の 充実	包括的な相談支援体制の構築	地域包括支援センターの機能や体制の強化 多機関協働による相談支援 地域ケア会議の充実 アウトリーチ支援等を通じた継続的支援
	在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携の資源及び課題の把握、施策の企画立案 在宅医療・介護連携に関する相談支援 市民への普及啓発 医療・介護関係者の情報共有の支援及び研修の実施
	家族介護者への支援充実	家族介護者への支援
	高齢者の住まいの確保	高齢者の居住安定に係る施策の連携 住宅改修等による住環境整備
	介護保険サービス・在宅支援サービスの確保	介護人材の確保と育成への支援 介護現場の環境改善への支援 災害時支援体制と感染症対策 在宅支援サービスの実施
3 地域共生社会の 実現	認知症施策の推進	認知症に関する理解と知識の普及 認知症予防に資する可能性のある活動の推進 早期発見・早期対応体制の整備 認知症の人とその家族の支援 認知症バリアフリーの推進
	生活支援体制整備の充実	多様な社会資源の把握と活用 住民主体の支え合い活動や交流の場、担い手の育成による地域づくり
	高齢者の意思決定支援・虐待防止・権利擁護	高齢者の意思決定支援や権利擁護の推進

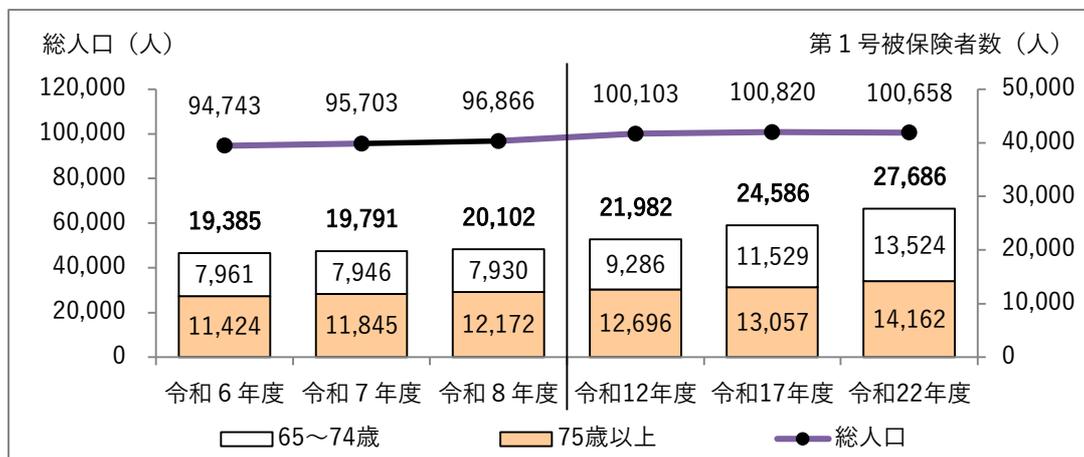
# 被保険者数と認定者数の推計



本市の人口は、近年に引き続き令和6年度以降も増加していくことが見込まれ、65歳以上の第1号被保険者数も同様に増加していくことが見込まれます。

## ■将来人口と被保険者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	94,743	95,703	96,866	100,103	100,820	100,658
第1号被保険者数	19,385	19,791	20,102	21,982	24,586	27,686
65～74歳	7,961	7,946	7,930	9,286	11,529	13,524
75歳以上	11,424	11,845	12,172	12,696	13,057	14,162
第2号被保険者数	33,638	34,037	34,458	35,125	34,429	32,918



出典：日進市による推計値

要介護等認定者数も、近年に引き続き令和6年度以降も増加していくことが見込まれます。要介護度別でみると、要支援1から要介護5までのいずれも大きく増加していくことが見込まれます。

## ■要介護等認定者数の推計

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
認定者数 (第1号被保険者)	3,346	3,533	3,695	4,295	4,795	5,148
要支援1	525	551	569	645	694	725
要支援2	603	640	662	758	807	855
要介護1	592	627	657	778	867	923
要介護2	458	480	500	586	658	703
要介護3	415	441	466	546	626	687
要介護4	475	502	533	623	734	805
要介護5	278	292	308	359	409	450

## 介護サービス給付費等の見込み



本計画における介護サービス給付費等の見込額は、下表のとおりです。

令和6年度から令和8年度までの標準給付費見込額は合計約 173 億円、地域支援事業費は合計約 10 億円となると見込んでいます。

### ■標準給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額	5,487,708	5,762,409	6,040,964	17,291,081
総給付費	5,226,501	5,486,780	5,752,897	16,466,178
特定入所者介護サービス費等給付額	73,964	78,048	81,570	233,582
高額介護サービス費等給付額	153,923	162,422	169,752	486,098
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,280	31,952	33,394	95,627
算定対象審査支払手数料	3,039	3,207	3,351	9,597

### ■地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	312,735	339,857	347,515	1,000,107
介護予防・日常生活支援総合事業費	172,692	179,987	187,645	540,324
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	89,196	109,023	109,023	307,242
包括的支援事業（社会保障充実分）	50,847	50,847	50,847	152,541

## 第1号被保険者保険料基準額（月額）



第9期 [2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）]

第1号被保険者保険料基準額（月額）

**5,650 円**

## 所得段階別の保険料率



段階	対象者	基準額に対する割合	
第1段階	生活保護受給者	0.25	
	・老齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下		
第2段階	世帯全員が 市民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.40	
第3段階	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.68	
第4段階	市民税が課税されている世帯員がいるが 本人は市民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.88
第5段階 【基準額】		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	1.00
第6段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	1.15
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上で210万円未満	1.30
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上で320万円未満	1.55
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上で420万円未満	1.70
第10段階		前年の合計所得金額が420万円以上で520万円未満	1.90
第11段階		前年の合計所得金額が520万円以上で620万円未満	2.10
第12段階		前年の合計所得金額が620万円以上で720万円未満	2.30
第13段階		前年の合計所得金額が720万円以上で1,000万円未満	2.40
第14段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上で1,500万円未満	2.60
第15段階		前年の合計所得金額が1,500万円以上	2.70

### 第9期にっしん高齢者ゆめプラン（日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）概要版 （2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度））



令和6年3月発行

編集 日進市 健康福祉部 地域福祉課、介護福祉課

電話番号 (0561) 73-7111 (代表)